

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第10回津市子ども・子育て会議
2 開催日時	平成26年11月21日(金) 午後6時5分から午後8時45分まで
3 開催場所	津市役所4階庁議室
4 出席した者の氏名	<p>(津市子ども・子育て会議委員)</p> <p>市川律子、大山 航、駒田聡子、田口鉄久、田中嘉久、田部眞樹子、 内藤直樹、堀内友裕、堀本浩史、森 崇、柳瀬幸子、山川三重子、 山田浩之、山中 理、脇ゆうりか</p> <p>(事務局)</p> <p>健康福祉部長 田村 学 健康福祉部次長 後藤忠久 子育て・こども支援担当参事(兼)子育て推進課長 谷口ひろみ 子育て推進課保育所担当副参事 平田恵美子 子育て推進課調整・子育て推進担当主幹 鎌田光昭 子育て推進課保育担当主幹 丹羽敬二 子育て推進課子育て推進担当副主幹 田口芳裕 子育て推進課主査子育て推進担当 米本孝子 こども支援課長 戸上喜之 こども支援課調整・こども支援担当主幹 橋本直樹 こども支援課主査こども支援担当 大野維佐子 健康づくり課保健指導担当副参事 藤井久美子 津市教育委員会事務局教育次長 川合陽一郎 津市教育委員会事務局学校教育課長 森 昌彦 津市教育委員会事務局学校教育課学校教育担当主幹 松谷富美子 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副参事 中谷初男 津市教育委員会事務局生涯学習課青少年担当副主幹 鈴木宏明</p>
5 内容	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 津市子ども・子育て支援事業計画(案)について</p> <p>(2) 利用定員について</p> <p>(3) 支給認定・利用調整について</p> <p>3 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>健康福祉部 子育て推進課 子育て推進担当</p> <p>電話番号 (059) 229-3390</p> <p>E-mail 229-3167@city.tsu.lg.jp</p>

# 第10回津市子ども・子育て会議 議事概要

## 1 開会

◆事務局(鎌田)が開会宣言

◆事務局(鎌田)が会議の成立を報告

- ・出席者15名(延着2名)、欠席者3名、津市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により成立

## 2 議事

◆田口会長が会議の公開を報告

- ・津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議とする

◆田口会長が資料の確認

◆田口会長が本日の会議の進め方を説明

### (1) 津市子ども・子育て支援事業計画(案)について

◆事務局(谷口、森)が資料説明 【資料1】

<第5章の4について(113～115ページ)>

(山川委員)

保護者の就労や教育・保育に対する関心度、生活状況など、今日の社会事情を考えると、113ページに書いてあることはよくわかる。しかし、114ページの「公立・私立の役割分担」に書かれていることは、公立幼稚園としてとても残念に思う。ここにある「補完的役割」という部分について、どのような意図で書かれたのか説明をお願いしたい。公立幼稚園では、子ども一人一人を大切に、平等に教育をし、保育をしてきている。幼小連携も十分行っており、地域住民との連携も取りつつ、その中で子どもたちの育ちを考えている。また、障がいのある子どもや様々な支援が必要な子どもに対しても、専門機関との連携を取りつつ、すべての子どもがその子なりに成長をしていけるよう努力をしている。115ページにあるように、子どもが減少し、利用者の需要よりも供給量が上回っているというのも現実としてあるが、数が減少しても、保護者や子どものニーズがある限り、そのニーズに応えられるような提供体制のあり方を検討すべきである。

(事務局 森)

114ページは、私立と公立があって初めて教育・保育の提供体制ができあがるという捉え方で書いている。当然、公立には、幅広い行政機関との連携や特別に支援が必要な子どもへの支援など、様々な役割がある。また、115ページにあるように、地域の状況に応じては、公立がなくてはならないところもあり、公立は公立としてしっかりとした役割があるという考え方である。

(田口会長)

この点については、私も大変引っ掛かったところである。「補完的役割」というような認識が市にあったとすれば、それは非常に理解しにくいところである。当然ながら、幼児教育を充実するために、私立とともに、公立が設置され、展開をしてきたわけである。「補完」と言うと、どうしても「補う」という意味が強く出てしまう。「互いに役割を分担し合う」という表現のほうが理解しやすいと思う。

(山中委員)

今回の子ども・子育て支援新三法は、公私間の格差を是正することが重要なポイントの一つである。例えば、保育所の保育料は、公立であっても私立であっても、津市が定めた保護者負担という形になるが、幼稚園の場合、公立の1か月の保育料は6,000円と、国が定めた公定価格と随分隔たりがある。公私格差の是正ということを踏まえて、公立私立の担うべき役割についての議論を積み重ねるべきである。

(田中委員)

保育所においては、「補完的役割」という感覚はない。時代ごとに、公立私立、必要なものが建ってきて、それぞれが今、バランスを保ちながら運営をしている状況である。保育料やシステムについても統一されており、公私間で連絡協議会を持ち、共に研修会を行うなど、同じように活動をしている。私は、この文章を読んだときに、将来、少子化を迎えたときのハード的な問題を考えての文章であるという理解をした。幼稚園における公私間の保育料の格差については、全国的に問題になっていると聞くので、誤解を受けないような文章にしたほうがよいと思う。

(田部委員)

保護者の多様なニーズに応えるためには、多様な受け皿が必要である。アメリカのチャータースクールは、子どもが10人くらいのところもあれば、5人くらいのところもある。日本では、例えば、学童保育などは子どもが何人いれば補助金がいくらというように、子どもをまとまりで考えることが多いが、子どもはまとまりではなく、一人一人で見ることが必要であり、教育・保育の受け皿についても、一人一人のニーズが保障されることが大事である。日本の場合、学校教育は、公立も私立も文部科学省の枠組みの中でないと作れないが、保育所や幼稚園、認定こども園は、もう少し自由があってもよいと思う。津市としては、どのくらいの自由度で考えているのか。

(事務局 谷口)

多様な受け皿ということであれば、平成27年4月からの新しい制度の中では、地域型保育事業として、5人以下の家庭的保育事業や19人以下の小規模保育事業というものも認可事業の対象になっている。

(田口会長)

私立幼稚園の経営が困難になっていくような状況は、市として行うべきではない。しかし、公立には公立の役割があり、例えば、発達面でのサポートの必要な子どもや経済的な

問題で支えが必要な家庭に対し教育・保育を保障するという役割がある。また、公立幼稚園のこれまでの歴史を踏まえた教育のあり方を尊重しながら幼児教育の充実が図られている。それを民間施設の補完施設であるという表現に読み取られてしまうと、かなり問題が生じるのではないだろうか。かつての保育所保育指針には、「保育所は家庭保育の補完を果たす」という表現があったが、保育所には保育所の役割があり、家庭とともにやっていくという考えのもと、その文言は削除された。

(山川委員)

「補完的役割」という文言は別の言葉に置き換えていただきたい。私は、私立と公立は、教育や保育を共にしていくものだと思っているが、これを読むと、公立は一体何の役割をして、これから子どもの保障をどのようにしていくのかわからなくなる。

(田口会長)

「それぞれの役割を果たす」、「それぞれの棲み分けを行う」というような意味合いの表現に改めるよう、検討をお願いします。

(山中委員)

今後の展望として、少子化の改善が見込めないのは正直なところである。市民の税金を公平に分配するという観点で考えると、いつかの時点で大規模な変革が必要になるだろう。そのような将来予測を踏まえたものを、今回の制度設計の中に入れるべきかどうか。

(田部委員)

少子化が進む中、税金の問題や経営の問題についてはもちろん考慮する必要はあるが、そのことで子どもの教育や保育に影響が出るのは問題である。子どもの育ちに責任を持ち、子どもにとってどのような教育・保育が必要なのかを考えることが何より大切である。公立と私立、幼稚園と保育所、それぞれの役割を明確にし、それを保護者が選択するという形が作れたらと思う。

(事務局 谷口)

保育料について、保育所の場合、国が示す基準額は今までと同じ8段階で、金額も同じ額が示されてきている。幼稚園の場合は、今回初めて5段階の応能負担という形で、国から仮単価として示され、それに基づいて、教育委員会等と話をしながら試算を進めているところである。国の仮単価が決定してくるのは、国の予算が確定してからになるので、年明けになると思う。その段階で、会議に諮り、それぞれの意見に対応させていただきたいと考えている。

(田口会長)

保育所の場合、保育単価というものがある。今回は1号から3号までの認定の中で、それぞれの単価が示されてくることになる。施設型給付でいく場合は、その単価に基づいてということになるので、将来的には、山中委員の指摘のような方向性が生まれてくるだろうと予測はするが、国の動きによるところであり、また、一挙には進みにくい状況にあると思う。

(大山委員)

113ページの3段落目に「保護者が豊富なメニューの中から生活スタイルに合わせた『質の高い幼児教育』や『柔軟で多様な保育』を自由に選択できる仕組み」とあるが、レストランのメニューではないので、「メニュー」という言葉はもう少し重みのある表現に変えるべきだ。そもそも、この段落はなくてもよいと思う。また、114ページのグラフは、わかりにくい。わざわざ立体的なグラフにする必要はなく、一般的な棒グラフにしたほうがよい。

(脇委員)

「保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況（イメージ）」のグラフは、認定こども園が5施設整備されていることを前提とした利用状況のイメージという理解でよいか。

(事務局 谷口)

そうである。

(田口会長)

私も、かつて「保育はサービスである」と言われることに違和感を持ったが、最近では、「保育サービス」という言葉はよく使われるようになってきている。サービスの中にはメニューがあるということで、このような文章になっているのだろうが、保育はサービスであるとともに、それ以上の内容を伴ったものである。「メニュー」という文言については、再考をお願いしたい。

(田中委員)

115ページの「②幼保連携型認定こども園の整備に向けた取組」の中で、「質の高い幼児教育や保育時間の選択など、保護者の多様なニーズに対応できる『幼保連携型認定こども園』の整備」とある。認定こども園については、「幼稚園と保育所の良い所を併せ持った認定こども園は素晴らしい」と説明されることが多いが、どちらが上でどちらが下ということはなく、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれが質の高い幼児教育・保育をしているということで、認定こども園が上位にあるような表現は避けていただきたい。また、句点のあるところと、ないところがあるので、統一をお願いする。

(田口会長)

一般的にタイトルには句点は必要ないが、文章と思われるものについては、句点を付けるよう検討をお願いする。また、認定こども園が保育所より質が高い、あるいは、より機能性に優れているなどというイメージを持たせるような表記については、見直しをお願いする。ただ、認定こども園を促進する動きは国の姿勢でもあるので、その点は、われわれも了解せざるを得ないと考えておきたい。

(駒田副会長)

114ページの下から2行目の「民間活力」は、具体的に何を指すのか。「民間活力」と言ってしまうと非常に漠然としていて、地域の高齢者が子どもの世話をするのも民間活力になってしまう。

(事務局 谷口)

待機児童の解消に向けては、既存施設の施設整備に伴い、0～2歳児の枠の拡大をお願いするとともに、それでもなお不足する場合は、地域型保育事業の認可を進めることになる。そういう意味での「民間活力」である。

(堀本委員)

幼稚園や保育所が認定こども園になることで、子どもや保護者にどのようなメリットがあり、運営面でどのような変化があるのか。

(事務局 谷口)

保育所は基本的に保護者が就労していないと利用できないが、認定こども園の場合、保護者が仕事を辞めても、幼稚園のほうに移ることで、同一施設での入所の継続が可能になるというメリットがある。

(堀本委員)

認定こども園の中でも、幼稚園と保育所では保育料が異なるのか。

(事務局 谷口)

そうである。保育料は異なるが、クラスは同じである。幼稚園の子どもと保育所の子どもでは降園時間が異なるが、午前中は同じクラスで同じように保育を受けることになる。

(田部委員)

第2子を出産して育児休業を取る場合、上の子どもを一旦保育所から退所させなければならぬという悩みをよく耳にするが、そのような場合でも、認定こども園であれば、幼稚園に移動させることで退所しなくてもよいということか。

(事務局 谷口)

保育所においても、上の子どもが3歳以上であれば、そのまま在籍できるよう取り計らっている。ただし、上の子どもが1歳、2歳の場合は、待機児童が多いことから、一度退所していただくようお願いをしている。認定こども園でも、幼稚園に移れるのは3歳以上である。将来的に、待機児童の問題が解消されれば、育児休業中の場合についても配慮したいと考えている。

(田口会長)

今後の改善をぜひともお願いしたい。

(田部委員)

幼稚園の子どもと保育所の子どもの降園時間が異なることについて、子どもの気持ちはどうなのだろうか。

(事務局 谷口)

現在、津市内には、幼稚園と保育所が併設されている施設が3か所あるが、いずれも、子どもは割とスムーズに適応していると聞いている。

(大山委員)

私の子どもの保育所でも延長保育や時間短縮保育があるが、子ども自身は、友だちとの

間で降園時間に違いがあることについて納得しているようである。時折、「〇〇ちゃんのように早く迎えに来てほしい」と言うこともあるが、その程度である。

(田口会長)

県内にも、一体化園として、幼稚園と保育所において保育を一緒にしているところがある。田部委員のご懸念の問題について、当初は随分論議をしたり、心配をしたりしていたようだが、それぞれの家庭の事情や子どもの状況に応じて降園時間が異なることを、お互いに認め合っている状況が生まれつつあるようである。また、先生方の中にも、そのような問題を懸念していた人がいたようだが、それも徐々に相互理解が図られつつあるようである。

(田部委員)

子どもの中には大人が考えている以上に葛藤がある。そういうことへの配慮は忘れてはいけないと思う。

(田口会長)

その問題については、実際に認定こども園がスタートしていく中で、現場の先生方がしっかりと考えていかなければならない、大変大きな保育の問題である。また、115ページに「一定規模に満たない小規模な幼稚園については、保護者のニーズを的確に受けた上で、幼児教育に必要な適正規模やそのあり方について、保護者と十分に検討を進めます」とあるが、例えば、保育所で同様の状況が生まれていく可能性はないだろうか。具体的に言えば、美杉についてである。もし保育所がこのような考え方に立ってしまうと、美杉においては保育所が無くなる可能性が出てくる。それは、地域における子どもの育ち、さらには将来の地域づくりを考えていく上で、安易に考えられない問題である。むしろ、美杉において保育所しかないということであれば、認定こども園という方向性を打ち出してやっっていけないと、本当の意味でのそれぞれのニーズに応えられなくなってくるのではないか。そういう意味で、小規模園の問題については、地域の問題と絡めて検討する必要がある。

### <全体を通して>

(田口会長)

37ページ以降の「次世代育成支援行動計画後期計画の評価と課題」は、誰が評価したのか明確でない。評価者は誰であるのか明確にする必要がある。

(事務局 谷口)

庁内の担当課で自己評価したものを子育て・子育て支援会議に諮り、意見を頂きながら評価したものである。計画書への記載については検討する。

(田口会長)

47ページの「社会・地域への視点」で、「現状と課題」の文章が以前より増えているように思う。何が増えているのか、どのような考えで増えたのか説明をお願いします。

(事務局 谷口)

前回の案では、市民、地域、企業の交流の部分までしかなく、社会全体の仕組みなどに関する記述が抜けていたので、その部分を追加した。

(田部委員)

評価については、担当部局が自己評価することは必要であるが、市民と協働で行っている様々な事業や活動等については、担当部局の評価と合わせて、共に事業や活動をしている市民団体等の評価も必要である。

(田口会長)

学校評価においても、自己評価と合わせて、保護者や外部の学校関係者による評価を行っている。田部委員の発言にあるような評価の視点を今後とも重視する必要がある。

(駒田副会長)

58ページの「(4) 子ども・子育てに対する相談・支援体制の充実」が追加されたことはありがたい。ぜひこれを文書だけで終わらせず、具現化していただきたい。また、「主な事業等」で事業が羅列してあるが、この事業はどの推進施策に係るのかわかるように整理したほうがよい。

(事務局 谷口)

了解である。

(協委員)

66ページに「1号認定」や「2号認定」の用語解説があるように、「量の見込み」という言葉も一般的には身近な用語ではないので、用語解説を付けたほうがよいと思う。

(田部委員)

「量の見込み」は行政用語であり、一般的にはなじみが薄い言葉である。私も、当初は「量の見込み」について推測で考えていた。

(田口会長)

確かに、われわれは「量の見込み」についてこのようなものだという大体的見当で話をしているが、初めて見る人にはわかりにくい言葉である。具体的にその問題が展開してくる64ページ辺りに、「量の見込み」の用語解説を入れたらどうか。

(事務局 谷口)

了解である。

(山田委員)

事業所内保育所に関する記述は、58ページの「(3) 働きながら子育てしやすい環境の整備」の「事業所内保育の整備」だけか。76ページの「(1) 利用者支援事業」の「事業内容」の中に地域型保育事業が挙げられているが、給付事業としての具体的な年度計画のようなものはないのか。

(事務局 谷口)

事業所内保育事業は、76ページの「地域子ども・子育て支援事業の充実」のほうでは

なく、66ページの「幼児期の教育・保育の充実」の中の地域型保育事業の一つであり、68ページの「3号認定子どもに対する重点的な確保方策」の中で、「必要に応じて、地域型保育事業の活用による確保方策にも取り組む」としている。地域型保育事業は、平成27年度から市の認可事業として新たな事業展開を図っていくものであり、保育所、幼稚園、認定こども園とともに教育・保育の充実を図っていく一つの事業として取り組むものである。確かに、「量の見込み」と「確保の方策」を検討する過程において、地域型保育事業に関する細かい数字が出ていたが、ここにはそこまで載せていない。詳細な数字の記載については検討する。

(田口会長)

76ページでは、「量の見込み」として平成27年度が「3」、28年度以降が「5」とあるが、地域型保育事業と見なせるものが3施設あるということか。

(事務局 谷口)

これは、地域子ども・子育て支援事業の中の「利用者支援事業」についての見込みである。利用者支援コーディネーターを3名配置しているということである。

(田口会長)

了解である。

(協委員)

「認定こども園」や「地域型保育事業」もまだ一般的にはなじみの薄い言葉である。新しい支援制度に出てくる用語について、この計画書の中や市のホームページ上に用語集のような形で掲載することで、広く周知を図る必要がある。

(田口会長)

計画書の巻末資料として用語集を掲載する場合も多い。用語の解説について、ホームページ上への掲載も含め検討をお願いする。

(柳瀬委員)

三重県では今後里親事業に力を入れていくということだが、津市も里親支援に取り組んでいく必要があるのではないか。また、県内でも津市は児童養護施設が多いが、そうした施設を退所した子どもの見守りを地域とともに行っていくことも必要である。117ページの「社会的養護施設との連携」のところに、里親支援等に関して津市としての取り組みをもう少し書き込むことはできないか。

(事務局 谷口)

里親事業は県の取組事業になっているが、市としても県と連携をし、協力できる場所はしていきたいと考えている。今のところ、施策として書けるものはないが、今後、児童相談所等とも連携を図りつつ、児童養護施設を退所した子どもの見守り等についても連携体制について協議を進めていきたい。

(田部委員)

保護者による養育が困難になった子どもを一時的に預かる場合、その地域に児童養護施

設等がないと、子どもが学校に行けない状況が生じる。それは、つまり子どもの権利が奪われることにもなるので、ぜひ市と県が連携して里親事業に取り組んでもらいたい。里親事業は県の取組事業ということでなかなか市町の問題になりにくい、市町がそこに関わっていかないと、子どもの問題が地域の問題になっていかない。里親の問題は、市町によって温度差が大きい。津市は温度を上げ、県とともに積極的に取り組んでいてもらいたい。

(柳瀬委員)

三重県の里親委託率は、約16%である。

(田口会長)

その割合をもう少し上げたいということである。また、最近では、児童養護施設等について、グループホーム的な形への移行が進められようとしている。市としても、こうしたことへの支援を心がける必要がある。関連して、母子生活支援施設についてはどうか。

(堀本委員)

母子生活支援施設に関しては、他府県との連携というところで、津市の対応はとてもよいと思う。他府県との連携となると難しい面も多く、例えば、DV被害者の場合、住所や名前を伏せて下さいということが上手く伝わらず漏れてしまったという事例もある。その辺りの連携はきちんとすべきである。また、母子生活支援施設の利用者は、他府県から急に引っ越してくるケースが多いが、自治体によって事業内容が異なるなど、対応の違いに戸惑うことも多い。初めて津市に来た人にとって、どのような事業があるのかわかりやすいというのが大切である。児童館で行っている子育て広場で、保護者から認定こども園の問題や幼稚園・保育所等について質問を受けることがある。保護者は情報を得ようとしている。子育て情報の提供体制をもう少し整理して、市民にわかりやすく情報を届けることが必要である。

(田口会長)

県の担当、市の担当というような捉え方ではなくて、双方が連携を取り合い、情報交換を十分しながらやっていかなくていけない問題であることが確認された。そのような表記ができるのであれば、よろしく願います。

(市川委員)

52ページの「(1) 障がいのある子どもへの支援」の中の「監護」という言葉が引っ掛かる。どのような意味か。

(事務局 田村)

「監護」は制度上の用語であり、字のとおり「保護し、監督する」という意味である。以前、子ども手当の支給の際に、「監護」という言葉をそのまま用紙に印刷した市が、一般市民にわかりにくい言葉を使っていると批判を浴びたことがあった。計画の中でわかりにくい言葉を使うべきではないのかもしれないが、行政の中ではよく使われる言葉である。

(大山委員)

「障害」の「害」は平仮名表記になっているが、同ページの一番下では「害」の字が残っている。

(事務局 谷口)

「障害児相談支援」は事業名なので、このままの表記になる。

(田口会長)

法的な用語については、簡単に手を加えにくいところがあるようだ。

(協委員)

教育・保育現場での人材の確保については、どこかで触れておく必要があると思う。

(事務局 谷口)

保育士については全国的に不足している状況にある。津市においても、県等と連携をして確保の方策に努めるとともに、養成校とも連携をする形で様々な事業を考えていく必要がある。国が打ち出す事業にどこまで取り組めるかというところもあるが、検討する必要があると考えている。

(協委員)

市が取り組んでいることは計画の中に盛り込んでおくべきである。そのほうが市民としても安心である。

(事務局 田村)

マンパワーの確保については、自治体レベルでの取り組みは難しく、国策レベルの話になる。津市の計画にどこまで盛り込めるかは、すぐには答えにくい。

(協委員)

実際に困るのは、津市など自治体単位である。

(事務局 田村)

保育所の現場においては、保育士の確保が大きな課題となっている。公立、私立を問わず、保育士の確保ができれば、定員を増やすことができるという忸怩たる思いを持っている。

(協委員)

人材の確保については、養成校と国が連携して増やしていくというような努力がきちんとして見えてこない、自治体も困ると思う。津市だけでなく、県も国も一緒になって考えていく、連携していくことが必要である。東京であれば、民間会社等が人材の養成を行うというのものもあるだろうが、地方ではそういう形にはなっていないだろう。津市では、地域の高齢者などが毎朝、子どもの見守り活動をしてくださるなどマンパワーに恵まれていると思うが、東京と同じパッケージでというわけにはいかないと思うので、皆が声を出し、連携していくことが必要である。この会議に出席している責任として、私自身もどうしたらよいか考えていきたい。

(田口会長)

三重県社会福祉協議会では、人材バンクのようなものを立ち上げ、保育士の登録や紹介

を行う取り組みを始めている。三重県においては、来年度から保育士志望の学生に対する奨学金等を出す方向で検討が進んでおり、また、保育士資格を持っている人の再就職を支援する動きも出ている。そして、新制度では、保育士の賃金が若干上乘せされていくであろうという動きなども見られる。私が所属する養成校においては、80人の定員枠のうち60人ほどしか取れていないが、それを80人に近づけていこうと動いており、また、県内には、定数を増やす方向で動いている養成校もある。そのような形で、それぞれが少しずつ努力をしながら、よりよい状況を作り出していこうと動き始めている。しかし、全体的にはまだまだ人材不足の状況にあるのも事実である。将来的なことになるかもしれないが、津市において、幼保連携型認定こども園の整備に向けた取り組みを行うという方向性を出すのであれば、幼稚園と保育所における職員の賃金体系の統一が必要不可欠になるだろう。そこには、共済組合など様々な難しい問題も絡んでくると思うが、そういうことを乗り越えないと、中でぎくしゃくしているというような状況が生まれかねない。そのような点も十分整理して取り組んでいく必要がある。

(事務局 谷口)

これから5年間かけて、幼稚園と保育所の交流などを通して、相互理解を深めるとともに、賃金体系等についても対応できるよう検討していきたい。

## (2) 利用定員について

◆事務局(谷口)が資料説明 【参考資料1】

(田口会長)

山中委員の幼稚園は、5ページの「確認」を受けない幼稚園の中に入っているが、将来的にも「確認」を受けないという捉えでよいか。

(山中委員)

少なくとも2～3年間は「確認」を受けない意向であるが、平成31年度以降のことを考えて、これから3年間、いろいろな研究を重ねながら結論を出したいと考えている。

(田口会長)

この5年間にそれぞれの園で動きが生じる可能性もあるということを、当会議においても見通しておく必要があるようだ。

## (3) 支給認定・利用調整について

◆事務局(谷口)が資料説明 【資料2】

(田口会長)

基本点数や調整指数は、国で決められているのか。

(事務局 谷口)

基本点数は、各市町村で配点することになっている。当市においても、現在、配点についての協議をしているところであり、規則要綱等の整備ができ次第、市のホームページ等

を通じて公表する予定である。調整指数についても、市が、国の示す優先利用の対象として考えられる事項に応じて調整指数を加算することになっている。

(堀本委員)

希望の保育所等に入れなかった場合の対応について、現行制度と新制度の違いはあるのか。

(事務局 谷口)

新制度では、申請用紙に希望する保育所名をこれまでよりも多く書けるようになっている。ただ、希望をどこまで書くかは各家庭の考え方によるし、「ここ以外は考えていない」と言う場合もあるので、その場合は連絡を取りつつ調整することになる。現行制度においても、希望の保育所等に入れない場合には連絡を取り、同様の形で調整をしている。

(協委員)

2ページの「保育必要性の事由について」で「同居又は長期入院している親族の介護・看護」とあるが、同居していない親族の介護は点数にならないのか。

(事務局 谷口)

同居していない親族の介護は一般的な要件の中に含まれていないが、それぞれの事情を聴き、「その他市長が必要と認める場合」というところで判断することになる。

(協委員)

保育所の場合は、どこでもよいから入りたいという選択肢はないのか。高齢者介護の場合は、全ての施設に申し込めるという形を取っている市町村もある。

(事務局 谷口)

希望の保育所等に入れない場合で、他のところでもよいという人に対しては、入所可能な施設を紹介している。

(田口会長)

津市の場合、就労時間の下限を60時間としているが、それを下回る人からの強い申し出は出ていないのか。また、「虐待やDVのおそれがあること」が保育必要性の事由の一つになっているが、強度の子育て不安についてはどのような判断になるのか。

(事務局 谷口)

強度の子育て不安については、医療機関で「産後うつ」と診断されれば、保育の必要性があると判断し対応する。60時間を下限とすることについては、これまでも60時間程度の認定で対応していたこともあり、現在のところ、トラブルになることはほとんどない。

(田口会長)

2ページの「障害」は、漢字表記になるのか。

(事務局 谷口)

法律上、漢字表記となっており、それをそのまま引用している。

### 3 その他

(事務局 谷口)

今後のスケジュールとして、12月5日から1月5日まで1か月間、パブリックコメントの募集を行う。パブリックコメントに出す計画案は、修正前のものである。パブリックコメントで市民から寄せられた意見とともに、本日の意見も集約をして、最終案に向けた調整を行っていく。最終案については、1月下旬までに取りまとめを行う予定であり、次回の会議は、1月中旬から下旬の開催を予定している。

(協委員)

最近、新聞を取らず、子ども会や自治会にも入っていない若い世帯が増えている。そのような状況の中では、市の広報を手にとって読むのは難しく、これまでとは違う新たな広報形態が必要である。例えば、幼稚園や保育所等を通じてパブリックコメントの周知を図ったり、商業施設等で広めたりというような工夫が必要である。また、保護者やPTAにおいても何らかの機会を通じて広報するという新たな形ができればと思う。

(田口会長)

協委員の発言は、私たち委員にも向けた言葉と受け止め、それぞれの立場で一声掛けていただくようお願いする。これをもって、本日の会議は終了とする。